

※平成31年以降の表記は、新元号に読み替えることとする。

事業番号

0113

平成31年度行政事業レビューシート (総務省)									
事業名	国際VHF周波数変更対策のための損失補償			担当部局庁	総合通信基盤局電波部	作成責任者			
事業開始年度	平成29年度	事業終了(予定)年度	平成31年度	担当課室	基幹・衛星移動通信課	課長 片桐 広逸			
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	電波法第71条			関係する 計画、通知等	無線通信規則(2017年1月1日改正条約発効)				
主要政策・施策	IT戦略			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	国際VHFデジタルデータ通信システムの新たな周波数割当のため、現在、割当てられている船舶港務通信等の周波数を他の国際VHF帯域に平成29年度から平成31年度の3か年にかけて周波数変更命令を行い、新たな海上通信システムの円滑な導入及び航行安全の通信体制の確保を図る。								
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	平成27年度のWRC(無線通信会議)においてITU-RのRR(無線通信規則)が改正され、国際VHFの一部の周波数をデジタルデータ通信用に変更することとなった。このため、平成29年度から平成30年度にかけて海岸局95局、船舶局6,102局に対して電波法第71条第1項により周波数変更命令を行い、今まで運用していた周波数を国際VHFの他の周波数に移行させるとともに、そのうち工事が必要な無線局(海岸局95局、船舶局240局)については、電波法第71条第2項を適用して、平成29年度は100局、平成30年度は94局についてその工事費用を補償し、平成31年度中に残りの無線局について工事(損失)にかかる費用を補償する。								
実施方法	負担								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求			
	予算 の 状 況	当初予算	-	80	52	18	-		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
	計	0	80	52	18	0			
	執行額		21	10					
	執行率(%)	-	26%	19%					
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	-	26%	19%					
平成31・32年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	31年度当初予算	32年度要求	主な増減理由					
	無線設備損失補償金	18	-						
	計	18	-						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 年度	目標最終年度 31年度
	平成31年度までに無線局(海岸局95局、船舶局6,102局)に対する周波数変更命令措置を終了させる。	周波数変更命令対象無線局数	成果実績			100	6,056		
			目標値			-	-		6,197
			達成度	%		2	97		100
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	総合無線局監視システム(平成30年3月末の局数)								
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込	
	損失補償を行った無線局数(対象無線局の総数:335局)	活動実績				100	94		
当初見込み					100	119	116		
単位当たり コスト	算出根拠		単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込		
	損失補償金額総額/局数	単位当たりコスト	千円			206	101		
計算式		千円/局			20,648/100	9,520/94			

政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	V. 情報通信(ICT施策)										
	施策	4. 情報通信技術利用環境の整備										
	測定指標	定量的指標		実績値	単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 年度	目標年度 年度		
					目標値	-	-	-	-	-		
		定性的指標		目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)						
						-						
						-						
						-						
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係											
	2015年世界無線通信会議(WRC-15)による国際電気通信連合(ITU)憲章に規定する無線通信規則の付録第18号の改正に基づき、周波数割当計画(平成24年総務省告示第471号)が改正された。本事業により新たな周波数割当計画による海上通信システムの円滑な導入及び船舶の航行安全の通信体制の確保が図られることにより、情報通信技術利用環境の整備に寄与するものである。											
	新経済・財政再生計画改革工程表 2018	取組事項	分野:	-								
		(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 年度	30年度	31年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度		
			成果実績			-	-	-	-	-		
			目標値			-	-	-	-	-		
		達成度		%	-	-	-	-	-			
(第二階層) KPI		KPI (第二階層)		単位	計画開始時 年度	30年度	31年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度			
		成果実績			-	-	-	-	-			
		目標値			-	-	-	-	-			
達成度		%	-	-	-	-	-					
本事業の成果と取組事項・KPIとの関係												
-												
事業所管部局による点検・改善												
国費投入の必要性	項目				評価	評価に関する説明						
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。				○	船舶の航行安全のための通信を確保し、国民の安心・安全に寄与するためのものであり、国民や社会のニーズに対応しているものである。						
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。				○	国の命令による周波数変更命令対策は、電波法令において国が行うこととなっている。また、周波数管理は国が責任をもって行う業務であるとともに、今回のケースは、国際的ルールに基づいて全国共通的に業務を遂行する必要があるため、地方自治体や民間に委ねることは困難である。						
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。				○	電波法令において国の命令における周波数変更命令によって通常生ずる損失は国が補償することになっており、国際条約に基づく周波数変更措置を円滑に行うために必要かつ適切である。また、条約締結国の我が国としては、条約を優先的に遵守することが法令で定められており優先度は高い。						
競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。				-								
一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。				-								
競争性のない随意契約となったものはないか。				-								

事業の効率性	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	無線局免許人の周波数変更対策工事に対する損失補償請求に対して、国が補償するものであり、負担関係は妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	周波数変更対策工事に当たっては、支払基準を設けるとともに、無線局免許人に対し、相見積りの取得等、より低価格な機器の選定を促しており、コスト等の水準は妥当である。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	周波数変更対策工事に当たっては、支払基準に照して精査を行い、損失補償の対象として必要なものに限定している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	周波数変更工事に伴う機器の換装に係る費用について、無線局免許人に対し、相見積りの取得等により、より低価格な機器の選定を促した結果、無線局免許人からの損失補償請求額が減少したことにより、不用額が生じたものである。
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	平成30年度は船舶局を中心に周波数変更対策を講じたものであり、おおむね対策を完了し、順調に目標達成に向けて進捗している。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	平成30年度は船舶局を中心に周波数変更対策を講じたものであり、おおむね対策を完了し、当初予定の活動実績を達成している。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	
	所管府省名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果	評価結果より、適切な活動がなされているものと判断される。活動の進捗に関しては、周波数変更対策(対象:6,197局)について、おおむね対策を完了し、順調に目標達成に向けて進捗している。その内、損失補償(対象:335局)の活動実績は6割程であるが、3か年の計画に対して2年経過した結果であることから概ね予定通りの進捗である。	
	改善の方向性	損失補償について概ね予定通りの進捗であるが、平成31年度中に活動を終える必要があること、及び年度末に活動が集中する傾向があることから、各総合通信局と連携し周知徹底を実施し、確実かつ早急に活動を完了させる。	
外部有識者の所見			
損失補填の必要性はあり、その額が損失と一致するのであれば妥当。			
行政事業レビュー推進チームの所見			
終了予定	平成31年度をもって事業終了。更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。		
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
予算終了通り	予算について更なる経費の効率化を図り、補償すべき損失金額と補償金額が一致するように適正な予算執行を行い、事業を完了する。また、各総合通信局及び沖縄総合通信事務所と連携し補償対象者への周知徹底を引き続き実施する。		
備考			

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	総務省(新29-0012)
平成30年度	総務省 (0101)						

※平成30年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ

総務省
10百万円

周波数変更命令による無線設備の工事を行う無線局免許人に対して直接工事にかかる費用を補償



A. 無線局免許人又は無線局免許人から委任された者

周波数変更命令による無線設備の工事を実施

周波数変更命令のスキーム図

資金の受取先は、無線局免許人又は無線局免許人に委任された者
資金受取までの流れは以下のとおり。

- ①免許人、関係団体等へ国際条約に基づく周波数変更命令措置について説明及び周知
- ②国から電波法第71条に基づく周波数変更命令を发出
- ③無線設備の変更工事が伴わないものについては、②にあわせて無線局免許状を送付
- ④無線設備の変更工事が必要な無線局については、無線工事業者へ工事を発注
- ⑤無線工事業者は、周波数変更にかかる必要な工事を実施
- ⑥工事にかかった費用を国に請求
- ⑦地方機関で請求費用について審査
- ⑧審査の結果、問題なければ額を本省へ通知
- ⑨本省において精査したのち、額の確定通知書及び免許状を発送

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかにつ
て補足する)
(単位:百万円)



